



平成 29 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社取締役からの報告と当社見解

～課徴金納付命令について～

平成 25 年 11 月 1 日付で証券取引等監視委員会(以下「監視委」)が公表しておりました、当社取締役であり、当社子会社の株式会社ウェッジホールディングス(以下「ウェッジ社」)の元取締役である此下益司氏に対する課徴金納付命令勧告(「以下「本件勧告」」)につきまして、本件勧告が公表されてから、実に 3 年と 5 か月の期間を経て、本日、課徴金約 41 億円の納付を命じる金融庁の決定(以下「本件決定」)が下されました。

本件決定は、此下益司氏個人に対するものであり、当社ならびにウェッジ社など当社グループ各社は対象となっておらず、当社等に経済的な影響を及ぼすものでは一切ございませんが、この度、同氏から報告がありましたので改めてお知らせいたします。

また当社といたしましては以下のように考えております。

- ① 本件決定は当社やその関連会社、親会社等に関するものではなく、当社財務状況ならびに事業運営などに影響はありません。
- ② 当該審判に関わる当社発表でお知らせしてきました当社等の発表が虚偽であったことは一度もなく、本件取引により取得したゼボラホテルは現在も当社等の利益に大きく貢献しております。したがって偽計であるとの本件決定は全く不当です。
- ③ 本件決定においては、例えば、ゼボラホテル取得の「手法」自体も投資家の判断の基礎となるとした上で、投資家の合理的判断とはかけ離れた認定がされており、全く不当なものです。
- ④ 本件決定は行政庁の判断にすぎず、最終的なものではありません。今後、裁判を通じて最終的な判断が下されるものです。

此下益司氏からは、監視委から課徴金勧告を受けること自体も心外であったが、その後の金融庁の審判でも十分な事実確認がなされなかったことから、その判断および結果は到底容認できず、今後行政訴訟を提起し、その裁判において事実無根であることを証明するとの発言がありました。

加えて、これまでご支持ご支援いただいている皆様に対しましては、事業家として本業に邁進し、世界的な企業グループを育て上げ必ず実績でお返していくとのコメントがありました。

当該取引についてこれまで当社とウェッジ社において調査・検討を行ってきておりますが、偽計などとされた開示はいずれも適切なものであり、市場を欺いたという「偽計」には毛頭当たらないという確信に変わりありません。審判官が現実の投資家の合理的判断とかけ離れた判断を前提に「偽計」の認定をしたことは、納付命令を出すという「結論先にありき」のものとしか理解できず、監視委の権力の濫用を正す役割が機能不全

になっていると言わざるを得ません。

当社といたしましては、今後引き続き事実無根を法廷で明らかにするとの意向を表明している此下益司氏に全面的に賛同し、今後日本の証券取引市場の正常化のため、監視委に対して毅然とした対応を続けて参りますことを、皆様にお誓い申し上げます。

ゼボラホテルはウェッジ社による獲得後も順調に成長し、次々と世界的な Hotel 賞を受賞するに至っております。この7年間でのウェッジ社が、社債利息等やゼボラホテルを取得することにより獲得しました利益は合計4億円を超えております。従いまして、開示を行いました取引は当社及びウェッジ社の企業価値向上に大いに貢献しており、当社一堂、心から誇りに感じております。

これまでご支援いただいている皆様におかれましては、長期に亘り多大なるご心配をおかけしており心よりお詫び申し上げます。当社といたしましては、今後も全社一丸となってグループ全事業の業績の伸長、及び、企業価値の向上に努めて参りますので、本件につきましても何卒ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。

以上